

記載例：日本人同士の裁判離婚

離婚届

届出日若しくはポストに当館する日を記載してください。

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出
在メルボルン日本国総領事 殿

< 記入の際の注意事項 >
・届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
また、消えやすいペン（消えるペン）や鉛筆等では書かないでください。
・届出日は、窓口で届出をする日、郵送する場合はポストに届出を 投函する日を記入してください。
・South Australia は南オーストラリア州と記載してください。
・押印する場合で印鑑が無い場合は右手の親指で拇印してください。
・不明な点がある場合は、当館までお問い合わせください。

元号で記載してください。

印

(1)	氏 名	夫 (よみかた) 氏 がいむ たろう 太郎	妻 氏 がいむ しょうこ 省子
	生 年 月 日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日
	住 所	オーストラリア連邦ビクトリア州 リッチモンド ○○通り 10番	オーストラリア連邦ビクトリア州 ホーソン ○○通り 5番2号
	世帯主の氏名	外務 太郎	外務 省子
(2)	本 籍	東京都千代田区平河町一丁目 4	
	(夫または妻が外国人のときはその国籍)	筆頭者の氏名 外務 太郎	(夫 妻 の国籍)
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 外務 一郎 母 花子	妻の父 甲野 次郎 母 乙野 春子
	(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	続き柄 長 男 養父 乙野 義太郎 養母	続き柄 二 女 続き柄 養 女
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 和解 ☐ 調停 ☐ 請求の認諾 ☐ 審判 ☒ 判決	
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	東京都千代田区霞が関二丁目 2	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 外務 史郎
(6)	同居の期間	(同居を始めたとき) 平成 XX 年 XX 月から (別居したとき) 令和 XX 年 XX 月まで	
(7)	別居する前の住所	オーストラリア連邦 ビクトリア州 リッチモンド ○○通り	
(8)	別居する前の世帯	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	主な仕事と	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10)	夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
	その他	令和XX年XX月XX日オーストラリア連邦巡回裁判所（メルボルン）にて離婚判決確定、同判決謄本添付。 もとの戸籍にもどることに同意します。 外務 省子	
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 外務 太郎	妻
	事件簿番号		

(届出人の電話番号及びEメールアドレス 04XX-XXX-XXX abc@xxmail.com)

証 人 (日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	記入不要	
本 籍	番地 番	番地 番

間違えた場合は、修正液などは使用せず線で消して修正してください。

本籍地はダッシュ「-」などを使わず戸籍のとおりに。

離婚証明書 (Divorce Order) に記載のある効力が生じる年月日を記載してください。

婚姻のとき氏が変わった人は次の中から選んで記入してください。
(1) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
(2) 婚姻前の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る
(3) 婚姻中の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る
但し、(3) の場合で「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する場合は、ここは記入しないでください。「離婚の際に称していた氏を称する届」を後日提出する場合は、ここに記入し、更に離婚日から3ヶ月以内に同届出を提出する必要があります。

未成年の子の親権が決まっている場合は、子の氏名を記入してください。
届出人とならない親から、「その他」の欄に親権に関する同意の旨の記載および署名が必要です。この届出で親権は決定しますが、子の戸籍は変わりません。戸籍を移したい場合は家庭裁判所の許可が必要です。

未成年の子がいる場合は、必ずチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
(面会交流)
☒取り決めている。
☐まだ決めていない。
(養育費の分担)
☒取り決めている。
☐まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

婚姻時に氏を変更していない者が届出人となる場合は、相手の同意が必要となります。署名は楷書体で署名してください。

連絡先を必ず明記してください。

離婚証明書 (Divorce Order) に記載のある効力が生じる年月日を記載してください。

楷書体で戸籍通りの氏名で署名してください。印鑑が無い場合は、右手の親指で拇印してください。